

入札資格審査申請・変更についてのQ&A

申請書の提出時期について

Q 申請書の提出時期は？

A 定例の申請書提出時期は、西暦奇数年の2月1日から2月28日までです。また、追加の申請も随時受け付けています。

申請書の様式について

Q 町指定の様式はあるのか？

A 町のホームページに掲載してありますが、福島県様式でも結構です。ただし、県様式で物品購入・役務の提供に提出された場合も誓約書の提出をお願いします（誓約書は町指定様式の中にあります）。

Q 提出書類の中で、該当のない書類の提出はどうすればよいか？

A 提出不要です。

申請書の提出形態・方法について

Q 申請書はファイル等に綴じて提出するのか？

A A4判ファイルに収納、表紙・背表紙に自社名を表示したものを提出してください。

なお、ファイルの色は、

※ 建設工事はブルー

※ 測量等はグリーン

※ 製造・物品購入（修繕）はイエロー

※ 役務提供はピンクでの提出をお願いします。

Q 申請書は郵送でも提出できるか？

A 郵送でも提出できます。

有効期間について

Q 入札参加資格の有効期間は？

A 西暦偶数年の3月1日から西暦奇数年の2月28日までの間に申請書を提出した場合には、その翌年度の4月1日から2年間です。

西暦奇数年の3月1日から西暦偶数年の2月28日までの間に申請書を提出した場合には、その翌年度の4月1日から1年間です。

申請書の添付書類について

Q 添付書類である登記事項証明書や納税証明書などは、コピーでもよいのか？

A コピーで結構です。ただし、発行日から3ヶ月以内のものとしてください。

Q 印鑑証明の添付は必要か？

A 不要です。

納税証明書関係

Q 消費税及び地方消費税の納税証明書については、どの様式のものを出すのか？

A 基本的に納税証明書の様式その3の3を出してください。

なお、納税証明書の請求手続きは国税庁ホームページを御覧ください。

Q 納税証明書は、国税、都道府県税、市町村税すべてを出すのか？

A 申請者の区分によって提出する納税証明書が異なります。詳細は以下の通りです。

※ 委任先のない場合

申請者の区分 税目	町内に本店または 営業所等を有する業 者	県内業者	県外業者	
			県外に本店を有し 県内に営業所を有 する場合	県外に本店を有し 県内に営業所を有 さない場合
市町村民税 (法人及び個人市町村民 税、固定資産税及び軽自 動車税)	○			
県税 (法人及び個人県民税、 事業税及び自動車税)	○	○	○	
国税 (法人税、消費税及び 地方消費税)	○	○	○	○

《納税証明書》

支店の場合、本社分は不要。

※ 委任先がある場合（委任先の納税証明書が必要となります）

申請者の区分 税目	県内業者		県外業者	
	町内の営業所等に 委任する場合	県内の支店・営業所 等に委任する場合	県内の支店・営業 所等に委任する場 合	県外の支店・営業 所等に委任する場 合
市町村民税 (法人及び個人市町村民 税、固定資産税及び軽自 動車税)	○			
県税 (法人及び個人県民税、 事業税及び自動車税)	○	○	○	
国税 (法人税、消費税及び 地方消費税)	○	○	○	○

経営事項審査（経審）関係

Q 経営事項審査の結果通知書がないと申請できないのか？

A 建設業法で公共工事を行う場合には経審を受けていなければならないとされています。経審を受審していないと、資格要件を満たさないことになるので、申請は受け付けられません。

Q 平成24年7月1日から経審の審査基準が変わったが、新しい基準の経審を受けていないと申請できないか？

A 猪苗代町においては、平成24年7月1日付けで改正された基準による経営事項審査の審査を受けていることを要件としません。よって、申請日現在で有効な総合評定値通知であれば、改正前の基準によるものでも可とします。

ただし、既に新基準に基づく再審査による経営事項審査の総合評定値通知を受けている場合は、再審査による通知のみ有効となりますので、注意してください。

Q 経営事項審査結果通知書の有効期間は？

A 経審の有効期間は、審査基準日（決算日）から1年7か月となっています。

更新手続きについて

Q 更新手続きは毎年必要か？

A 毎年ではありません。有効期間が終了する前に更新手続きをしていただくことになります。

変更届について

Q 変更届の添付書類は何か必要か？

A 主な変更事項にかかる添付書類は以下のとおりです。

- ①代表者変更 : 登記事項証明書、委任状（委任先を設けている場合）
- ②受任者変更 : 委任状
- ③本社所在地変更 : 登記事項証明書
- ④受任先所在地変更 : 委任状、登記事項証明書（登記事項に変更がある場合のみ）
- ⑤商号・名称変更 : 登記事項証明書
- ⑥電話番号 : なし
- ⑦建設業許可の変更 : 許可通知書または登録通知書の写し（変更前後の許可内容を明示）
- ⑧廃業 : 廃業届等の写し

※登記事項証明書は写しも可。